

窓空宛名

〇〇市長
〇〇 〇〇

印

〈お問い合わせ先〉

〒000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

参加差押通知書

下記の滞納徴収金が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納徴収金及び滞納処分費を徴収するため、既に滞納処分のされているあなたの下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差し押えをしますので、同条第2項の規定により通知します。

滞納者		住所（所在）							
		氏名（名称）							
賦課 対象	通知書番号 科目	被保険者番号			未納額 (円)	督促等年月日 督促料 (円)	延滞金 (円)	備考	
		期月	納期限	法定納期限等					
滞 納 金 額									
	別紙滞納明細書のとおり								
		滞納処分費 (円)	合計				(円)		
		総合計				(円)			

参加差押財産（名称・数量・性質及び所在）

--	--	--	--	--	--	--	--	--

執行機関名		差押年月日	
-------	--	-------	--

※ あなたがこの処分について不服があるときは、市長に対してこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内と、地方税法第19条の4に規定する期限のうちいずれか早いほうの期限までに審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。